

千葉県脱炭素化促進緊急対策事業

中小企業者等が行う、脱炭素化に向けた設備への更新や電気自動車等の導入費用の一部を補助します。

1. 事業概要

対象事業・補助率等

【上限額】 1事業所当たり **1,000万円**

対象事業	補助率等	設備例
蓄電池の設置	補助対象経費の 2 / 3 ※太陽光発電設備について、国の補助を受けている場合、当該額を補助額から控除。その他について、国の補助を受けている事業は対象外	LED照明、高効率空調設備 遮熱・断熱工事 工場廃熱等利用設備 省エネ型自然冷媒機器 ファン・代替ファン等回収装置 太陽光発電設備（出力10kW以上）、風力発電設備
省エネルギーの促進		
未利用エネルギーの利用促進		
CO2以外の温室効果ガス削減対策		
再生可能エネルギーの利用促進		
電気自動車等の普及促進	裏面参照	EV、PHV、FCV、V2H充放電設備

2. 補助対象事業所

- ・ 県内で事業を行う中小企業者等（中小企業・個人事業者・NPO法人・組合等）
- ・ （交付決定時点において）「CO2CO2スマート宣言事業所登録制度」に登録する事務所

3. 対象経費

項目	補助対象経費
設備費	設備費、車両購入費、必要不可欠な付属機器
工事費	労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費 等

※補助対象外経費：撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、消費税及び地方消費税 等

4. 申請受付期間等

設備更新等の申請の場合 (V2H充放電設備、燃料等供給設備、外部給電器の導入を含む)	申請受付期間 令和4年7月1日（金）～ 12月28日（水） [予定] ・原則として、補助金の交付決定前に補助対象事業に着手（工事発注を含む）してはならないものとします。 ・実績報告は、事業完了後速やかに（概ね30日以内）提出してください。最終提出期限は令和5年2月10日（金）です。
---	--

EV,PHV,FCVの申請の場合	申請受付期間 令和4年7月1日（金）～ 令和5年3月1日（水） [予定] ・代金の支払い、又は全額支払いの手続きが完了していることが必要です。
------------------	---

※申請受付期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了します。

※その他、詳細については募集要領等をご確認ください。

【連絡先】 千葉県環境生活部温暖化対策推進課

TEL 043-223-4645

千葉県 脱炭素化 補助金

検索





電気自動車や充放電設備等に 千葉県から補助金が出ます！

【千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金】

自動車

EV・PHV・FCV ⇒ 国補助額の **1/2**
(電気自動車) (プラグインハイブリッド車) (燃料電池自動車)

区分	国補助額(注1)	県補助額	補助額合計
電気自動車(軽除く)	85万円	42.5万円	127.5万円
軽電気自動車	55万円	27.5万円	82.5万円
プラグインハイブリッド車	55万円	27.5万円	82.5万円
燃料電池自動車	255万円	127.5万円	382.5万円

(注1) 国の「クリーンエネルギー自動車導入補助事業」における上限額であり、補助額は車種ごとに決まっている。

例えば、240万円の軽電気自動車は・・・

$$240 - \underset{\text{(国補助)}}{55} - \underset{\text{(県補助)}}{27.5} = \underline{157.5\text{万円}}$$

で購入できます！

設備

V2H充放電設備
(Vehicle to Home)

燃料等供給設備

- ・電気自動車用充電器(普通、急速)
- ・水素供給設備

外部給電器
(可搬型)



補助対象経費の **2/3** (国補助と併せて)

例えば、150万円のV2H充放電設備は・・・

$$150 - \underset{\text{(経費の2/3)}}{100\text{(注2)}} = \underline{50\text{万円}}$$

で購入できます！

(注2) 国の補助金が出る(1/2、75万円)場合、県の補助は、100-75=25万円

【主な要件(自動車、機器共通)】

- ・新車・新品であること。また、補助対象である、購入者及びリース会社が中小企業であること。
- ・(自動車) 初度登録、(設備) 購入された日において、(一社) 次世代自動車振興センターの補助対象であること。
- ・交付決定日までに「CO2CO2スマート宣言事業所登録制度」に登録していること。

詳細は以下によりご確認ください

